介護予防ケアマネジメントについて

平成29年2月16日石狩市高齢者支援課

高齢者施策の方向性

要するに・・・

- できる限り、医療や介護が必要ではない高齢者を増やす →生活習慣病予防、介護予防
- もし医療や介護が必要になっても、最後まで住める住まいを確保して、 少ない人材で、効率よく、効果的にサービスを提供する
 - →高齢者向けの<u>住まい整備</u>、<u>医療介護連携</u>
- できるだけ費用はかけない、または傾斜配分→利用者の心構え、適正なケアマネジメント

チェックリスト? 認定申請?

~受付段階(総合相談)で一定程度の振り分けを~

こんな人 が窓口に

- 状態像~要支援1、2の人の状態
- ADL(歩行、排泄、入浴、着脱、食事など)はほぼ自立
- IADL(調理、掃除、洗濯、買い物、外出、金銭管理、服薬管理など) がしづらくなっている状態
- 口明らかに要介護状態
- 口給付サービス利用希望
- 口入院中
- 口今のところ外来だが不安定な状態

<u>ひとつでも☑が</u>ついたら 認 定 申 請 !

- 口要支援の状態を呈している
- ロデイまたはヘルパーのみ希望
- 口給付サービスの利用希望がない
- 口体調は落ち着いている

<u>すべて☑が</u>ついたら チェックリスト!

すみやかに事業につながるメリットが!

□明らかにお元気!

☑がついたら 一般介護予防事業や 地域<u>資源を紹介!</u>

元気だけど、友達がデイサービ スに行ってるから行きたい⇒ × 元気だけど家事が苦手だから ヘルパーに来てほしい⇒ ×

介護予防ケアマネジメント(サービス利用)の流れ

窓口相談→基本チェックリストまたは認定申請→介護予防ケアマネジメント依頼書提出→被保険者証発行

- ①アセスメント(自立支援の視点を重視)
- ②ケアプラン原案作成(簡略版作成を検討中)
- ③サービス担当者会議(ケアマネジメントBは新規・初回のみ必須)
- ④利用者への説明と同意
- ⑤ケアプラン確定・交付
- ⑥サービス・事業利用開始
- ⑦モニタリング(ケアマネジメントBは必要時、おおむね半年に1回)
- ⑧給付管理票作成(指定事業所のサービス利用月に作成)

介護予防ケアマネジメント類型と具体例

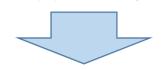
サービス提供開始の翌月から3ヶ月を1クールとした時の考え方

| | | 利用するサービス | | サービス提供開 始月【1月】 | 【2月】 | 【3月】 | 【4月) | |
|--|---------------|---|---------|------------------------|--|-------|---------|--|
| | 指定介護 予防支援 | ・予防給付が含まれ ている場合 | S担当者会議 | 0 | なし | なし | 0 | |
| | | | モニタリング等 | _ | 給付管理 | 給付管理 | 訪問∙給付管理 | |
| | | (訪問看護、通所リハ、 福祉用具貸与など) | 報酬 | 基本報酬430単位 初回加算300単位 | 430単位 | 430単位 | 430単位 | |
| | ケアマネ ジメントA | ・総合事業のサービスのみを利用し、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス、スを含む場合 | S担当者会議 | 同上 | | | | |
| | | | モニタリング等 | | | | | |
| | | | 報酬 | | | | | |
| | ケアマネ ジメントB | ・総合事業のサービ スのみを利用し、訪 問型サービスA、通 所型サービスAの一 方、もしくは両方のみ を利用する場合 | S担当者会議 | 新規・初回のみ | なし(必要時実施) | | | |
| | | | モニタリング等 | _ | 訪問必要時(概ね6ヶ月に1回程度) 給付管理(指定事業所のサービス利用時) | | | |
| | | | 報酬 | 基本報酬430単位 初回加算300単位 | 325単位 | 325単位 | 325単位 | |

※更新時に、契約・重要事項説明が必要となります。(新規はサービス利用前日前まで)

自立支援に資するケアマネジメントの視点

• 10年続いた介護予防給付~「軽度でも 気軽に安く使えるよ まずは受けよう介護認定!」という意識がじわじわ広がり始める。



これからの介護保険の行方を左右する要因

必要な人に使う 人材を疲弊させない 自助互助の心得



<u>適正なケアマネジメント、ほどよく良質な介護サービス</u>、 市民感覚にマッチしたインフォーマルサービス

- デマンド型ケアプランになっていないか
- はじめから介護サービス利用ありきのアセスメントをしていないか
- 介護度に合わせて定型的なサービスを当てはめていないか

相談「あるある」。ケアマネジャーはどう考える?

- サービス利用意向のない認定者の「念のため更新します」にどう答える?
- 「友達が行っているから運動するところに行きたい」という相談にどう応じる?
- 「病院から念のため申請を勧められた」という相談にどう応じる?
- 交流、食事、入浴、機能訓練は通所サービスでなければ目標達成できない?
- 「月に2~3回掃除機をかけてほしい」という相談にどう応じる?

認定申請は<u>介護サービス</u> 利用のための手続き

すぐにサービスを利用しない場合は、 認定申請の必要はありません。

介護サービスは 必要な人に適正に

限られた人材、設備、財源。安いから、 楽だからと安易な利用はせず、本当に サービスが必要な人が使うものです。

介護保険法の理念に基づくケアマネジメント

自立支援と自己決定をベースに

介護サービス以外の選択肢や 介護サービスの卒業も意識しながら

ケアマネジャーと一緒に利用者が 主体的にプラン作りに関れるような マネジメント